

平成23年第4回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成23年12月12日 開会

平成23年12月15日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成23年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成23年12月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

7、会議事件

議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

議案第33号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第

2号)

議案第35号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める件

議案第36号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)

日程第5 議案第33号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第2号)

日程第7 議案第35号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例
を定める件

日程第8 議案第36号特別職の職員で非常勤のもの報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を定める件

◎議長あいさつ

議長(三浦利雄君) 平成23年第4回定例会開会に先立ちまして、
ごあいさつ申し上げます。

今年も余すところ半月ほどとなりました。気ぜわしくまたお忙しい中で、議員各位にはご出席、大変ご苦労さまでございます。一般質問も含めまして、実のある定例会になりますように皆様の特段のご協力をお願いします。

開会 午前10時45分

議長（三浦利雄君） それでは、ただいまから平成23年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より定例会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成23年第4回鳴沢村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員の参集のもと開かれることができましたことを深く感謝を申し上げます。

この定例会には、3件の補正予算、また2件の村条例を改正する件を提案することとなっております。

どうか先ほど議長さんが申し上げましたが、寒さ厳しい折であります。我々執行部並びに議員の先生方も体調には十分ご留意の上、どうかご賛同くださいますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつとかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、

渡辺久男君、渡辺 泉君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第 121 条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、10月17日に第3回町村議会議長会議が、同じく12月2日に第4回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第 199 条第 1 項の規定による平成 23 年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 小林利雄君。

監査委員（小林利雄男君） 3 番、小林利雄。

監査委員より、過日行った行政監査について報告させていただきます。

地方自治法第 199 条第 1 項の規定により行ったもので、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、11月1日及び8日の2日間、

事業執行状況監査、また、補助金交付事務と入札事務の状況について監査を行いました。

事業執行状況については、平成23年度における全270事業のうち、100万円以上かつ10月5日現在の執行率が50%を下回る87事業を対象とし、事業執行状況監査調査票により担当課長から資料を求めるとともに、説明を聴取いたしました。

補助金交付事務については、平成22年度において、1補助事業者について50万円以上の14の補助事業を対象とし、担当課長から補助金交付申請書など一連書類の提出を求めるとともに、説明の聴取により、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか監査を行いました。

入札事務については、平成23年度において、監査日までに入札が執行された12の工事等について、一連書類の提出を求めるとともに、説明の聴取により、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか監査を行いました。

これらの結果については、お配りしてある報告書のとおり、11月8日付で村長及び議長あてに報告をいたしました。詳細につきましては朗読を省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって、行政監査結果の報告を終わります。

次に、平成23年第3回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 渡辺久男。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

平成23年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会

の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告でございます。

12月7日、午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と、議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

委員会で協議・決定した事項は、次の4項目です。

1、会期は本日より12月15日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案等の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第32号から議案第34号まで一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は、12月12日、午後5時までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 8番 小林茂澄。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を

させていただきます。

平成23年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月7日、午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と、会議事件説明のために振興課長、振興課担当者2名、職務のために議会事務局長と書記の出席があり、議長にも同席していただきました。

招集にかかわる事件は、平成24年度道路工事の件と、閉会中の継続調査申し出の件です。

来年2月に村長選挙が執行される関係上、当初予算は骨格予算であるという説明を受け、平成24年度一般会計の土木費で予算要求予定のある路線の工事については、拡幅改良工事2路線、舗装打ち替え工事1路線、浸透枘改良工事1路線、工事に併せて、配水管布設替え工事1路線、また、来年度の補正予算での対応として、拡幅改良工事等2路線、舗装打ち替え工事3路線、側溝布設工事1路線を計画しているとのことで、担当課による説明をいただきました。

これらについては、現在予算の議決を経していないわけですが、住民の方に、より通行しやすい道路となるよう、今後も検討を重ねていただきたいということで、おおむね了承いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した

広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。

広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 5番 渡辺 泉。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

10月3日、午後3時より、また、10月21日、午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

2日間ともに委員全員と、議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、10月3日が、今後の議会だより発行に伴う委員の役割分担について、10月21日は、なるさわ議会だより第6号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

今後の議会だより作成に伴う委員の役割分担については、一般質問などの要約を担当する委員や、表紙の写真撮影などを担当する委員などを決め、それに伴い今後の議会だより発行日を、原則的にこれまでより1ヶ月早めて、発行することにいたしました。

また、すでにご覧いただいたと思いますが、議会だより第6号について、レイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、先月11月1日に全戸配布をいたしました。

最後に、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査につ

いての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長
渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 7番 渡邊
明雄。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員会では、10月20日に山梨大学公開講座への参加、
また、11月14日に忍野村で、同村の地下水資源保全条例の
説明会へ参加いたしました。

出席者は10月20日は委員全員と、職務のために議会事務局長
並びに書記の出席、11月14日は委員9名と、職務のために
議会事務局長と書記、また住民課長の出席がありました。

10月20日の山梨大学公開講座では、山梨大学大学院附属国
際流域環境研究センター教授、風間ふたば先生による山梨県に
おける地下水の重要性と持続的利用への課題と題した講演を受
講いたしました。

また、11月14日は、忍野村が地下水資源保全条例を改正さ
れたことを受け、同村保健福祉センターで、条例改正をするこ
とになった経緯や改正までに行った調査、改正の際に参考とし
た自治体や、改正における注意点、また、今後の方針・問題点
などの説明会を開催していただきました。

説明会終了後に、閉会中の継続調査申し出について協議し、所
管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしま
したので、会議規則の規定により議長に申し出を行っております。

以上で、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続
調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間といた
したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日
間と決定しました。

◎日程第4 議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正
予算（第4号）

◎日程第5 議案第33号平成23年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第2号）

議長（三浦利雄君） 日程第4、議案第32号平成23年度鳴沢村
一般会計補正予算（第4号）から日程第6、議案第34号平成
23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3
件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第32号平成23年度、鳴沢村一般会計
補正予算（第4号）から、議案第34号平成23年度鳴沢村介
護保険特別会計補正予算（第2号）までの3件につきまして、
提案理由をご説明申し上げます。

平成23年度の一般会計並びに特別会計歳入歳出予算の総額に、

緊急を要するものとして、新たに総額1,909万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を24億8,531万9,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、小学校太陽光発電設備設置等工事入札差金の減額及び、その差金によって生じた一般財源余剰額の財政調整基金への積み立て、また、早急に対応しなければならないものとして、子ども医療費助成事業、子ども手当支給事業などを計上しております。

これらの事業実施に要する財源として、県支出金などの特定財源941万1,000円などを見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第32号から議案第34号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第34号までの3件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとします。

◎日程第7 議案第35号鳴沢村税条例等の一部を改正する 条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第7、議案第35号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 議案第35号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成23年法律第83号による現下

の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、平成23年政令第202号による地方税法施行令の一部を改正する政令及び平成23年総務省令第96号による地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に交付されたことに伴い、関連する鳴沢村税条例につきまして所要の改正が必要となったためであります。

主な改正点は、第一に、寄附金税額控除の適用対象に、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として別に条例で定める特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対する寄附金を追加し、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

寄附金税額控除の適用対象となる特定非営利活動法人につきましては、山梨県県税条例施行規則で定めるところにより、山梨県知事が指定した法人または団体といたします。

第2点目は、村民税の納税管理人に係る不申告等に関する過料の上限額の引き上げです。村民税、固定資産税、鉱産税及び特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、また村民税、固定資産税及び軽自動車税に係る不申告に関する過料、退職所得申告書の不提出に関する過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

また、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新設し、過料の上限額を10万円といたします。

第3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の見直しであります。免税対象飼育牛の適用頭数を現行の年間2,000頭から1,500頭に引き下げ、売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を

3年間延長し、平成27年度まで特例の適用を延長するものであります。

第4点目は、サービスつき高齢者向け住宅制度の創設に伴う、貸家住宅の固定資産税の減額措置に係る規定の整備であります。

第5点目は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を2年延長し、平成26年1月から適用するものであります。

第6点目は、非課税口座内少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入時期を2年延長し、平成26年1月から導入するものであります。

また、その他地方税法の一部改正に伴い、関連する鳴沢村税条例の規定の整備を行うものであります。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

1枚めくって1ページをご覧ください。

条例の改正は新旧対照方式を採用しており、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。改正部分につきましては、それぞれアンダーラインで示しておりますのでご覧ください。

まず最初に、第1条による鳴沢村税条例の改正につきまして説明いたします。

第26条の改正につきましては、村民税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、村内に住所、居所、事務所もしくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めることとなっておりますが、村民税の徴収の確保に支障がないことについて村長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを必要としません。この認定を受けていない納税義務者が正当な理由なく納税管理人に係る申告を行わなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

第34条の7第1項の改正につきましては、寄附金税額控除の改正であります。所得割の納税義務者が、前年中に地方税法314条の7の規定による寄附金を行った場合、総所得金額等の30%を限度に所得割額から控除できますが、地方税の改正により寄附金税額控除の下限金額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。また、これまで寄附金控除の対象が都道府県・市町村または特別区に対する寄附金、政令等で定められた社会福祉法第113条第2項に規定する共同募金会に対する寄附金または日本赤十字社に対する寄附金、所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金に限定されておりましたが、今回の地方税法の改正に伴う村税条例の改正により、都道府県・市町村が条例で定める特定非営利活動法人に対する寄附金も控除の対象となりました。

2ページをお開きください。

第34条の7第2項の改正につきましては、地方税法第314条の7第2項の改正に伴い寄附金税額控除の下限金額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。本項で定める特例控除金額は地方税法314条の7第2項の規定により算出される金額であり、鳴沢村税条例で重複して規定する必要がなく、法律を引用すること等により条文を簡素化するために同項第1号から第3号までを削除いたします。

5ページをお開きください。

第36条の3第2項の改正につきましては、字句の整理であり、同条第2項中の「各号に掲げる」を「に規定する」と改めるものであります。

第36条の4第1項の改正につきましては、村民税に係る不申告に関する過料の改正であり、第36条の2第1項、第2項もしくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由が

なくて提出しなかった場合、過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

また、本項中の「納税義務者のうち」を「納税義務者が」と改め字句の整理を行うものであります。

第53条の10第1項の改正につきましては、退職所得申告書の不提出に関する過料の改正であり、退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

6ページをご覧ください。

第61条第9項の改正につきましては、固定資産税の課税標準に係る改正でありまして、地方税法第349条の3に1項つけ加えられ、地方税法第349条の3第11項が同条第12項となったため、対応する村税条例中の条項番号を「第349条の3第11項」から「第349条の3第12項」へと改めたものであります。

第61条第10項の改正につきましては、前項同様、字句の改正でありまして、地方税法第349条の3に1項つけ加えられたため、対応する村税条例中の条項番号を「第349条の3第11項」から「第349条の3第12項」へと改めたものであります。

第65条第1項の改正につきましては、固定資産税の納税義務者が正当な理由なく納税管理人に係る申告を行わなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

7ページをご覧ください。

第75条第1項の改正につきましては、固定資産に係る不申告に関する過料の改正であり、固定資産の所有者が正当な事由がなく申告をしなかった場合の過料の上限額を3万円から10万

円に引き上げるものであります。

第88条第1項の改正につきましては、軽自動車等に係る不申告等に関する過料の改正であり、軽自動車等の所有者または売主が正当な事由がなく規定による申告または報告をしなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

第100条の2は今回の改正により追加されたものであります。たばこ税に係る不申告に関する過料につきましては、従前より過料を科する条例がなかったため、他の村税同様過料の規定を設けるものであります。

同条第1項において、たばこ税に係る申告書を提出期限までに提出しなかった場合、10万円以下の過料を科するものであります。

同条第2項は、過料の額を村長が定めるものであります。

同条第3項は、過料を徴収する場合の納期限は発付の日から10日以内とする規定であります。

8ページをご覧ください。

第105条の2は今回の改正により追加されたものであります。鉱産税に係る不申告に関する過料につきましては、従前より過料を科する条例がなかったため、他の村税同様過料の規定を設けるものであります。

同条第1項において、鉱産税に係る申告書を提出期限までに提出しなかった場合、10万円以下の過料を科するものであります。

同条第2項は、過料の額を村長が定めるものであります。

同条第3項は、過料を徴収する場合の納期限は発付の日から10日以内とする規定であります。

第107条第1項の改正につきましては、鉱産税の納税義務者

が正当な理由なく納税管理人に係る申告を行わなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

第133条第1項の改正につきましては、特別土地保有税の納税義務者が正当な理由なく納税管理人に係る申告を行わなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に引き上げるものであります。

9ページをご覧ください。

第139条の2は今回の改正により追加されたものであります。特別土地保有税に係る不申告に関する過料につきまして、従前より過料を科する条例がなかったため、他の村税同様過料の規定を設けるものであります。

同条第1項においては、特別土地保有税に係る申告書を提出期限までに提出しなかった場合10万円以下の過料を科するものであります。

同条第2項は、過料の額を村長が定めるものであります。

同条第3項は、過料を徴収する場合の納期限は発付の日から10日以内とする規定であります。

第139条の3は今回の改正により第139条の2が追加されたため1条繰り下がり、第139条の2を第139条の3と改めたものであります。

続きまして、附則の改正について説明いたします。

附則第7条の4の改正につきましては、地方税法314条の7第2項の改正により、寄附金税額控除の下限金額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。本項で定める特例控除金額は地方税法314条の7第2項で規定により算出される金額であり、鳴沢村税条例で重複して規定する必要がなく、法律を引用すること等により条文を簡素化するために同

項第 1 号から第 5 号までを削除いたします。

1 1 ページをご覧ください。

附則第 8 条第 1 項の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、平成 27 年度まで延長するものであり、条文中の「平成 24 年度」を「平成 27 年度」と改めるものであります。また、売却した肉用牛の合計が年間 2,000 頭以内である場合は免税対象となっておりましたが、地方税法附則の改正により免税対象が年間 1,500 頭以内となりました。免税対象となる規定につきましては、地方税法附則第 6 条第 4 項で規定しており、鳴沢村税条例で重複して規定する必要がなく、法律を引用すること等により条文を簡素化するために改正前の「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭以内である場合に限る。）」を「法附則第 6 条第 4 項に規定する場合」と改めるものであります。

1 2 ページをご覧ください。

今回の地方税法の改正により、関連する鳴沢村税条例についても条文中の字句を次のとおり改めます。6 行目の「その肉用牛」を「肉用牛」と「同法」を「租税特別措置法」と改め、1 2 行目以降の「（前年の第 33 条第 1 項に規定する総所得金額に係る村民税の所得割の額、から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る村民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削除いたします。

同条第 2 項の改正につきましては、平成 27 年度までの村民税

に限り、免税対象飼育牛に該当しないものまたは売却した肉用牛が免税対象頭数を超える場合の当該超える部分の肉用牛の売却についても課税の特例措置が適用され、売却価格の合計額に1.5%、県民税が0.6%、村民税0.9%の税率を乗じて所得割額を計算し、他の所得に係る所得割額と合算するものであります。この場合、地方税法附則第6条第5項の改正により、適用頭数が2,000頭から1,500頭へ引き下げられました。課税の特例措置が適用される規定につきましては、地方税法附則第6条第5項で規定しており、鳴沢村税条例で重複して規定する必要がなく法律を引用すること等により条文を簡素化するために、改正前の「所得割の納税義務者が前年中に、から、免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」という条文を「法附則第6条第5項に規定する場合」と改めます。

また、地方税法の改正により、関連する鳴沢村税条例についても条文中の字句を次のとおり改めます。

12ページ一番下の行の「その肉用牛」を「肉用牛」と、13ページ1行目の「同法」を「租税特別措置法」と、8行目の「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改めるものであります。また、同条第2項第1号第2項で規定する金額につきましては、地方税法附則第6条第5項各号で規定しており、鳴沢村税条例で重複して規定する必要がないため削除いたします。

14ページをお開きください。

附則第10条の2第4項の改正につきましては、地方税法の改正により、関連する鳴沢村税条例についても条文中の字句を次のとおり改めます。

サービスつき高齢者向け住宅制度の創設に伴う固定資産税の減額措置に係る規定の適用を受けようとする者がすべき申告につ

いて、適用条文である高齢者の居住の安定確保に関する法律の条番号を改正するものであります。4行目の「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」をと改めるものであります。

附則第16条の3第3項第2号の改正につきましても、上場株式等に係る配当所得に係る村民税の課税の特例についての字句の改正であり、地方税法の改正に伴い関連する鳴沢村税条例について条文中の字句を次のとおり改めます。

22行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、下から4行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、15ページ9行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

附則第16条の4第3項第2号の改正につきましても、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例についての字句の改正であります。15ページ下から5行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、16ページ1行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、13行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

附則第17条第3項第2号の改正につきましても、長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例についての字句の改正であります。16ページ一番下の行からの「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1

項」と、17ページ5行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、16行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

附則第18条第5項第2号の改正につきましては、短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例についての字句の改正であります。18ページ2行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、7行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、19行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中所得割の額とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

19ページをご覧ください。

附則第19条第2項第2号の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例についての字句の改正であり、19ページ3行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、8行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、20行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

20ページをご覧ください。

附則第20条の2第2項第2号の改正につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例についての字句の改正であり、20ページ4行目の「、附則第7条の3の

2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、9行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、21行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

21ページをご覧ください。

附則第20条の4第2項第2号の改正につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例についての字句の改正であり、21ページ6行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、11行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、23行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除するものであります。

22ページをご覧ください。

同条第5項第2号の改正につきましても字句の改正であり、22ページ4行目の「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」と、9行目の「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは、から、同項前段」までを「、第34条の7第1項前段」と改め、21行目の「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは、から、所得割の額の合計額」と」までを削除し24行目の「第34条の8」を「第34条の9」と改めるものであります。

23ページをお開きください。

続きまして、第2条による鳴沢村税条例の改正について説明い

たします。

第34条の7の改正につきましては、第1条により改正しました条例内容を再度改正するものであります。これは施行期日の違いがあるため二度に分けての改正が必要であるためであります。第1条による改正内容のうち控除適用下限額を5,000円から2,000円に改正する部分については、地方税法の施行日が平成24年1月1日となっており、控除適用下限額以外の部分は公布の日から施行することとなっております。

これに対し、第2条による改正は山梨県県税条例施行規則を引用しており、山梨県県税条例施行規則の施行日が平成24年4月1日であるため、その施行日に合わせる必要があるため二度に分けての改正を行います。

改正内容につきましては、地方税法の改正により自治体が条例指定することにより特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対する寄附金が税額控除の対象となったため、鳴沢村においても鳴沢村税条例を改正し、NPO法人に対する寄附金を税額控除できるものとするものであります。村県民税は村民税と県民税を合わせて課税、徴収するものでありますから、対象法人の指定につきましては県の指定した団体を村でも指定いたします。県と村で寄附金税額控除の指定が違った場合、納税者の混乱が生じたり、課税、徴収事務が煩雑となるためです。山梨県内すべての市町村においても県と同様の団体を指定することが確認されております。

条例改正につきましては、山梨県県税条例施行規則を引用していることから条例中の字句の整理を行います。同条第1項中4行目の「第2号に掲げる寄附金」以降に「又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別

措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち山梨県県税条例施行規則（昭和36年山梨県規則第14号）で定めるところにより山梨県知事が指定した法人又は団体に対するもの」を追加するものであります。

24ページをお開きください。

続きまして、第3条による鳴沢村税条例の一部を改正する条例の改正について説明いたします。

これは平成20年条例第17号により改正しました鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

附則第2条第9項の改正につきましては、個人の村民税に関する経過措置の改正であります。上場株式等の配当を受ける場合、所得税・村県民税合わせて10%の軽減税率を適用していましたが、平成24年1月からは本則税率の20%にすることとなっております。村民税分につきましては、1.8%の軽減税率を適用しておりました。

しかしながら、景気回復に万全を期すためにこの特例措置を2年間延長し、平成26年1月から実施することとなりました。

このため、附則第2条第9項中の「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」と改めるものであります。

同条第16項の改正につきましても、第9項同様字句の改正でありまして、下から6行目の「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」と改めるものであります。

26ページをお開きください。

同条第21項の改正につきましては、第9項、第16項同様字句の改正でありまして、26ページ1行目の「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」と改めるものであります。

続きまして、第4条による鳴沢村税条例の一部を改正する条例

の改正について説明いたします。

これは平成22年条例第7号により改正しました鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

附則第1条第1項第4号の改正につきましては、施行期日の改正であります。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村県民税の所得計算の特例適用期限が2年間延長され、平成26年1月から本則税率が適用され平成27年度からの村民税に反映いたします。このため、施行期日を村民税の賦課期日である平成27年1月1日とする必要があるため、附則第1条第1項第4号中の「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」と改めるものであります。

附則第2条第6項の改正につきましては、地方税法の改正に伴い非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村県民税の所得計算の特例適用期限が2年間延長されたことにより、条例附則第19条の3の規定を「平成25年度」から「平成27年度」と改めるものであります。

27ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則第1条により、この条例の施行期日は公布の日から施行いたします。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

附則第1条第1号においては、第1条中の村税条例第26条第1項、同条例第36条の4第1項、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、第139条の次に1条を加える改定規定により過料を3万円から10万円に改める

改正規定、また、第139条の次に1条を加えたことにより第139条の2が第139条の3に繰り下がる改正規定並びに附則第5条の規定につきましては、公布の日から起算して2ヶ月を経過した日から施行するものとします。

附則第1条第2号における施行日の規定は、第2条による改正の規定を平成24年4月1日から施行するものであります。これは寄附金税額控除に係る規定でありまして、改正する村税条例第34条の7は山梨県県税条例施行規則を引用しており、山梨県県税条例施行規則の施行日が平成24年4月1日であり、その施行日に合わせる必要があるためであります。

附則第1条第3号における施行日の規定は、平成25年1月1日とするものです。改正する税条例附則第8条により平成25年度から平成27年度までの肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税について特例措置を適用することとなっているため、平成25年度村民税の課税基準日である平成25年1月1日を施行日とするものであります。

附則第2条による村民税の経過措置について説明します。

附則第2条第1項については、第1条の規定による改正後の村税条例第34条の7で規定する寄附金税額控除は、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものであります。

附則第2条第2項については、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例について、改正する村税条例附則第8条で規定し、平成25年度以後の村民税について適用するものであり、改正前の村税条例附則第8条で規定する免税対象飼育牛に係る平成24年度分までの個人の村民税については従前のおりとするものであります。

附則第3条においては、第2条の規定による改正後の村税条例

第34条の7による寄附金税額控除の規定は、平成24年度からの村民税について適用するものであるため、村民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する改正後の村税条例第34条の7第1項に掲げる山梨県知事が指定した法人または団体に対する寄附金について適用いたします。

28ページをお開きください。

附則第4条による固定資産税に関する経過措置について説明します。

附則第4条第1項により、改正する村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については従前のおりとするものであります。

附則第4条第2項については、改正する村税条例附則第10条の2第4項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に新築される貸家住宅に対する固定資産税の減額規定であります。この規定は平成24年度以後の固定資産税について適用し、改正法の施行日の前日までに新築された貸家住宅については従前のおりとするものであります。

続きまして、附則第5条による罰則に関する経過措置について説明します。

この条例の施行前にした行為やこの附則の規定により、なお従前のおりとされる村税及びこの附則の規定により、なお効力を有することとされる旧条例の規定に係る村税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のおりとしたします。

なお、附則第1条各号に掲げる規定にあつては当該規定のおりとしたします。

以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 8ページの105条の2の鉱山税というのは、鳴沢村ではどういうのが該当するんですか。

議長（三浦利雄君） 税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 鳴沢村においては、今現在鉱山税のほうは課税はありませんが、これは今後そういった税が発生することをした場合に備えての改正であります。

議長（三浦利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第36号特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第8、議案第36号特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といた
します。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育長。

教育長（小林三郎君） 議案第36号特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてご説
明申し上げます。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法がスポーツ基本法に改定され、平成23年6月24日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、1枚めくって2ページ目をご覧ください。

別表第1の職名、体育指導委員をスポーツ推進委員に変更するもので、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 (三浦利雄君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月13日から14日までの2日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月13日から14日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、12月15日午後3時20分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年12月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成23年12月15日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)
日程第4 議案第33号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第2号)
日程第6 一般質問
日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 1 分

議長（三浦利雄君） 本会議の傍聴について報告いたします。

鳴沢村議会傍聴規則第 9 条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止において、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合はこの限りではないとされております。

本日の本会議については、議長があらかじめ申請のあった者については、これを許可することといたしておりますので、あらかじめご了承をお願いします。

議員定数が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 23 年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 平成23年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について報告させていただきます。

平成23年9月29日午後1時30分より招集され、第3回定例会が行われました。議員18名と会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

会議事件は4件で、内容としましては委員会の所属について、富士河口湖町船津地区、小立地区所属の議員4名交代のため、総務・部分林・入会権対策の各委員会への所属が決まりました。

平成23年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,782万4,000円とするもので可決されました。これは、鳴沢村猟友会へ鹿駆除のための委託金になります。

平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について、収入済額9,910万2,968円、支出済額6,629万7,108円、歳入歳出差し引き残高3,280万5,860円で認定されました。

平成22年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計歳入歳出決算認定について、収入済額2,673万2,602円、支出済額1,883万2,094円、歳入歳出差し引き残高790万508円で認定されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 河口湖南中学校組合議会、2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

9月30日2時30分より招集され、会議が行われました。議員15名と教育委員5名、会議事件説明のために組合長を初め、

事件説明のために執行部 7 人の出席がありました。

本会議において、まず会期が 9 月 30 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 6 件で、内容としましては、1、副議長の選挙について、指名推選で鳴沢村の渡辺泉議員を、2、平成 22 年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について、3、平成 23 年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出補正予算の議定について、4、河口湖南中学校校舎改築設計管理業務委託請負契約締結について、5、監査委員の選任に同意を求めることについて、大嵐地区の渡辺正勇氏を、6、教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについて、鳴沢村の梶原先勝氏を。

いずれも原案のとおり可決されました。

また、11 月 29 日河口湖南中学校組合臨時議会について報告をさせていただきます。

4 時 15 分より招集され、会議が行われました。議員 12 名と会議事件説明のために組合長を初め、事件説明のために執行部 7 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 11 月 29 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 2 件で、内容としましては、1、組合長の選挙について、富士河口湖町長の渡辺凱保町長を、2、教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについて、鳴沢村の渡辺朗氏を、以上いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、7 番 渡邊明雄君。

7 番（渡邊明雄君） 青木が原ごみ処理組合議会定例会の報告をさ

せていただきます。

平成23年第2回青木ヶ原ごみ処理組合定例会が11月4日に富士河口湖町役場の会議室で行われました。

出席者は富士河口湖町の管理者渡邊凱保町長ほか議員5名中4名、鳴沢村小林 優村長ほか議員3名、笛吹市長代理ほか議員4名、中央市長代理ほか議員2名、会計管理者1名、監査委員1名、職員合計15名です。

決定された事項は、会期は11月4日、1日のみと決定いたしました。日程により議長選挙も行われ、慣例により鳴沢村から渡邊明雄が選出されました。

管理者から一般会計歳入歳出決算について提案説明があり、事務局員から歳入総額3,976万5,000円、歳出総額2,447万1,000円、歳入歳出差引額1,529万4,000円の認定について説明があり、代表監査委員から正確に処理され、内容的にも健全であると報告がありました。

この後、採決に入り原案どおり承認されました。

日程により、監査委員選任同意が提案され、鳴沢村の渡邊政司君が監査委員に選任されました。

以上でございます。

議長（三浦利雄君） 青木ヶ原衛生センター議会、1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

青木ヶ原衛生センター議会についてのご報告をさせていただきます。

平成23年11月4日、14時30分より招集され、平成23年青木ヶ原衛生センター議会定例会が行われました。

議員9名と会議事件説明のために渡辺 孝所長を初め、執行部6人及び監査委員の出席がありました。

本会議においての会議事件は7件で、議会議長選挙の件、内容は、指名推選により富士河口湖町渡辺余緒治君が当選しました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が4日から1日間と決定されました。

次に、議会議員改善に伴う報告の件で、内容は、富士河口湖町議会選出の改正に伴う7名の辞職のことでした。

次に、議会副議長選挙の件で、内容は議長指名推選で、鳴沢村佐藤博水が当選しました。

次に、認定第1号平成22年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定の件で、内容は原案のとおり認定され、閉会いたしました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成23年第2回定例議会についての報告をさせていただきます。

平成23年10月27日、午後2時より招集され、会議が行われました。

議員21名と会議事件説明のために、広域連合長堀内茂君を初め、執行部10名の出席がありました。

会期は10月27日当日限りと決定されました。

議案審議前に2名の議員から一般質問がありました。

会議事件は4件で、内容としましては平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、収入済額5億2,047万5,523円、支出済額5億8万2,965円、歳入歳出差し引き額2,039万2,558円で認定されました。

平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、収入済額865億2,257万5,069円、支出済額861億2,616万749円、歳入歳出差し引き額3億9,641万4,320円で認定されました。

平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,093万8,000円を増額し、それぞれ5億941万4,000円とするものです。主に繰越金を基金に入金するものであります。

平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,040万5,000円を増額し、それぞれ896億1,037万2,000円とするものです。主に繰越金を基金積立金に入金するものであります。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長(三浦利雄君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)

◎日程第4 議案第33号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第5 議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(三浦利雄君) 日程第3、議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から日程第5、議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3

件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 本定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第32号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、議案第34号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日午前10時30分に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号から議案第34号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。議案第32号から議案第34号までの3件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (三浦利雄君) 起立全員です。したがって、議案第32号から議案第34号までの3件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

議長 (三浦利雄君) 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

渡邊政司君から村の指名競争入札制度についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番 (渡邊政司君) 6番 渡邊政司。

それでは、鳴沢村の指名競争入札制度について、質問を総務課長のほうにしたいと思います。

県発注土木工事の入札で談合があったとして、建設業者36社に下した指名停止措置問題では、指名停止期間を半減するよう求める請願が提出され、9月定例県議会では、賛成多数で採択されました。請願は地域経済に重大な影響を及ぼすとの内容でしたが、専門家や自治体からは短縮要請に疑問の声も上がっています。村民の関心度も高いこともあり、鳴沢村の指名競争入札の結果について質問いたします。過去5年間の落札率は何%でしょうか。

議長 (三浦利雄君) 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

村で実施した指名競争入札の過去5年間の落札率ですが、平成18年度は、土木工事が5件で平均落札率は96.86%、水道工事が2件で平均落札率は98.98%、建築工事が1件で落札率は94.63%、平成19年度は土木工事が5件で平均落札率は93.88%、水道工事が3件で平均落札率は98.16%、平成20年度は土木工事が6件で平均落札率は97.31%、水道工事が3件で平均落札率は95.98%、平成21年度は土木工事が16件で平均落札率は93.27%、水道工事は2件で平均落札率は95.29%、建築工事が2件で平均落札率は99.19%、物品購入が2件で平均落札率79.7%、平成22年度は、土木工事が18件で平均落札率は95.49%、建築工事が6件で平均落札率は94.11%になっております。

過去5年間の平均落札率は、土木工事が50件で94.97%、水道工事が10件で97.1%、建築工事が9件で95.29%、物品購入が2件で79.7%となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司議員。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

細かい報告ありがとうございます。

一般的に95%以上は談合の疑いがあるといわれております。村の工事の金額を抑えるために指名競争入札でなく一般競争入札を実施して、工事費を安くすることが税収の支出が少なくなるのではないかと思います。一般競争入札はいつから実施する予定でしょうか。

議長（三浦利雄君） 村長。

村長（小林 優君） ご存じのように、村にも業者がありますし、

また今の状況ですと、村の業者は県・国の工事ができるような大型な業者はおりません。そんなことから私が村長をさせてもらっている間は、村の業者優先で土木はやっていきたいと考えております。建築も村には個人業者しかありませんので、建築の場合は近隣の市町村からの入札指名でやっておりますが、そのまま続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 回答ありがとうございます。

村の指定業者を使うということですので、その件は回答をいただきました。

そのほかに、中山間の事業では、村の村道拡幅工事は収用法を適用して工事を行っております。村の工事では、村道拡幅工事をした場合、収用法を適用するように申請はしているのでしょうか。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 今のところはそういう収用法の適用等はやっておりません。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 土地の収用法を使った場合は、所得税が免除されるという点があります。この収用法を適用しなかったら収入が増えたという形で村民税、あと所得税につながるものが考えられます。なるべく早いうちに収用法を使って、村の協力している方に、そういった税金にならないように対策をしていただきたいと思います。

振興課長（渡辺伸一君） 道路につきましては、寄附ということでやっております。買収ではありません。補償料も支払っているということでもありますので、その点には当たらないのではない

かと思えます。

議長（三浦利雄君） 続いて、富士・鳴沢紅葉ロードレース大会の成果についての質問を許します。

6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司君。

富士・鳴沢紅葉ロードレース大会の成果について質問をいたします。

富士・鳴沢紅葉ロードレースは、鳴沢村の村民を初め、各種団体等からの幅広い理解と協力のもとに開催されております。村民の絆を深めつつ、鳴沢村を全国に幅広く宣伝する場にもなりますので、これからも継続していただきたいと考えております。

協力していただいた大勢の村民にこれからも理解が得られるように、ロードレースの成果について報告をお願いいたします。収支報告について、第3回目ロードレースの費用対効果及び波及効果予測について、報告を教育長のほうからお願いします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

富士・鳴沢紅葉ロードレース大会につきましては、政司議員さんのお話のとおり、多くの村民の皆さんと各種団体、ボランティアの皆さん方の深いご理解とご協力のもとに実施・開催されております。

10月16日日曜日に開催されました第2回大会は、前日から雨が夜半過ぎまで降り続き心配されましたが、当日は朝から天候に恵まれ、無事に大会を実施することができました。ご協力いただいた関係者の皆さん方に深く感謝を申し上げます。

ご質問の収支報告についてですが、歳入としまして、主なものについて千円以下を省略した概数で申し上げます。

まず、参加料ですが、申し込み者数2,248名で、約690

万円、大会プログラムへの広告料が153万円、企業等からの協賛金が72万円、ふるさと振興事業補助金が31万5,000円、出店料15万円、備品の貸し出し料4万5,000円。合計しまして967万円余りとなっております。

支出としましては、これも主な項目についてのみ同じく概数で申し上げます。

委託料、これは大会の準備、計測業務、コース内の基本業務等ですが、これに371万円。消耗品費、これは選手の参加賞、スタッフジャンパー、入賞者盾、メダル等ですが、221万円。借り上げ料、テントや机、仮設トイレ、音響の使用料等ですが、これに128万円、報償費、大会アドバイザー、関係協力団体への謝礼ですが、123万円。印刷製本費、大会要綱、大会プログラムの印刷代ですが、これが104万円等となっております。差し引き141万円の支出の増となっております。

なお、鳴沢小学校児童が98名申し込みをしており、1人当たり約1,000円の経費がかかっておりますけれども、地元の小学生ということで、参加料はとっておりません。

2点目の質問ですが、ロードレースの費用対効果及び波及効果予測というふうなことについて申し上げます。

今年度実施しました第2回ロードレース大会は、当初3,000人規模を見込んでおりましたが、今年の参加者数、これは申し込みをした人数から当日参加しなかった人数を引いた当日受け付けをされた人数ですが、1,916名おりました。昨年と比べて183名の減となっております、東日本大震災等の影響が大きかったのではないかと考えております。次回に向けては、参加者に向けての広告・宣伝等に力を入れて、参加者数の増加が図られるように考えております。

なお、波及効果予測につきましては、関東近県からの参加者が大部分を占めているということで、宿泊施設の利用者は余り多く期待できませんが、村内の旅館・民宿等への宿泊者数は、昨年同様おおむね150名から160名前後と思われます。

参加者に家族旅行等を兼ねた宿泊施設利用者を増やすとか、あるいは大会当日だけで終わらせずに、鳴沢村を再度、仲間とあるいは家族と再び訪れていただけるようPRもしていくことも必要かなと考えております。

参加者の声としては、参考までにこんな声がありました。コースは厳しかったが、スタッフの方からの温かい声援に励まされ、うれしかった。ちょっと暑さにやられました。ゴール後の野菜もそばも大満足、大会運営に好感が持てます等、この大会の評価はかなり高かったというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 細かい報告ありがとうございました。村のほうも旅行会社等と連携して、宿泊施設その辺と連携して宣伝の拡大を図っていただきたいと思います。ありがとうございます。

また、引き続き村民の理解が得られるように、こういった効果を村民のほうに伝えまして、こういったロードレースが末永く存続するようにやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、村のコンプライアンスについての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 鳴沢村のコンプライアンスは、大丈夫かということで、村長に質問させていただきます。

コンプライアンスについては、産地偽装や製造日の改ざん行為により、法令遵守の重要性が一段と高まっております。公務員

においても職務にかかわる倫理の保持を図るために、政令として国家公務員倫理規定が定められています。職務上知り得た情報について、国民の一部に対してのみ有利な取り扱いをするなど、不当な差別的取り扱いをすることが禁止され、常に公正に職務を行うよう求めております。

コンプライアンスへの取り組みと法令・条例の遵守状況について報告をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員さんの質問にお答えいたします。

コンプライアンスの取り組みと法令・条例の遵守状況についてお答えいたします。

地方公務員の服務については、地方公務員法第30条の規定により、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと服務の根本基準が定められております。同法は、さらに法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止や守秘義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等のコンプライアンスが定められております。また、新入職員には、県下の町村会で新入職員研修が年間5日間行われており、コンプライアンスについても研修しております。

また、地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務については、地方税法第22条で定められており、法に基づいた運用をすることになっております。鳴沢村でも公正で透明な村政の推進に資することを目的とした鳴沢村情報公開条例、同施行規則や個人の権利利益を保護することを目的とした鳴沢村個人情報保護条例、同施行規則等を定めて、職務を遂行しております。

また、普段から公僕として村民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務遂行に当たることや公共の利益の増進を目指し、

全力を挙げて取り組むよう指導しておりますので、コンプライアンスは守られているとっております。

また、報道などで事件、事故の際には、朝礼などで村での対応を協議し、また課長会議等でも指導するようお願いしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ご報告ありがとうございます。

コンプライアンスについて、役場のほうでも研修会等を行って徹底を図っているようです。どうもありがとうございます。

ただ、このコンプライアンスを直訳すると、法令遵守となり、文字どおり解釈すると法令を違反しないこととなります。つまり、法律や条例を遵守することになります。村の中でも鳴沢村の税条例とか、細かな条例があるんですけども、税条例の中には課税すべき年度において、その金額を直ちに徴収するという条例が設けられております。

内容は、課税漏れにかかわる村税または詐欺その他不正の行為により免れた村税があることを発見した場合においては、直ちに徴収するという条例が設けられております。

税金等の滞納者へ住民課と福祉保健課では、十分な財産調査や差し押さえを実施せずに、時効により欠損処理を行っております。こういったことは、このような状態では法令遵守されているとはちょっといえないと思います。

村の税徴収に当たって仕事をする中において、チェックするゲートを持っていただいて、こういった条例違反、そういったことのないようにぜひ体制を整えていただきたいと思います。

議長（三浦利雄君） これにて渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からのジェネリック医薬品についての質問を

許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

ジェネリック医薬品についてお尋ねをします。

村では、住民課高齢者医療担当により、医療費のお知らせのはがきを送られています。はがきの中に、医療費のお知らせというところで表記されておりますが、ジェネリック医薬品について、さらなる使用を協力するなどの広報活動の予定がありますか。また、内容についてのさらなる説明をするような予定があるかどうかお尋ねしたいと思います。住民課長、よろしく願いします。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 小林昭一議員の質問についてお答えいたします。

医療費のお知らせは、山梨県後期高齢者医療広域連合より年3回、7月、11月、3月に送付されます。各被保険者へ送付する中で、受診内容や医療費についてお知らせをすることで各被保険者が医療費の認識を深めていただくとともに、かかりつけ医師がいる場合でも同じ病気で複数の医療機関の受診を控えるなど、医療費適正化への協力についても併せて行い、適正な医療受診への啓発活動が行われています。

ご質問にあります医療費削減のためのジェネリック医薬品使用協力の広報活動ですが、後期高齢者医療被保険者証発行の際に、ジェネリック医薬品希望カードを同封して配付を行い、ジェネリック医薬品への理解や協力を得られるように啓発活動に努めているところであります。

また、山梨県においても、9月から国保総合システムが稼動して、レセプトの電子化が開始されました。このシステムを利用してジェネリック医薬品へ変更した場合の差額通知が行われる

よう、現在山梨県後期高齢者医療広域連合と国民健康保険団体連合会で、関係団体等の理解や通知発送後の相談体制など、このシステムを利用した差額通知の実施について検討されております。

このような広報活動を山梨県後期高齢者医療広域連合や国民健康保険団体連合会と連携しながら、医療費の削減と適正化のため実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 小林昭一君。

2番（小林昭一君） ありがとうございます。

さらなる広報、啓蒙活動が行われる予定のようです。

ほかの保険組合では、薬品、薬を使った場合に、また、もしジェネリック医薬品を使ったらこの位安くなりますというふうな内容の書類も配付されているような自治体もあるようですので、またその辺のほうもいただきながら検討を願いたいと思います。

ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、渡邊明雄君から富士河口湖町への道路拡幅のお願いについての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

村長にお願いがあるのですが、これはバイパスから大田和の今度広くなった、今日も視察していただいた道路につながるようなところの大田和の入り口なんですけれども、大田和の人たちが結構使っているんですけれども、そこが非常に狭い。場所がホームセンターのちょっと下のところのあの辺から信号を渡ってその間に細い道があるんですけれども、それが、河口湖のリセス河口湖というマンションのあの辺のよく通るんです

けれども、非常に狭くて、特に冬場雪が降って、あるいは凍ったりすると、坂道で、すれ違いも非常にできないということなんですけれども、これが鳴沢村だったら村長がちょっと頑張っていたらいいんですけれども、これは富士河口湖町ということなんですので、これは議員としても何としてもお願いをしたいなと思いますので、村長の力をいただいて、富士河口湖町のほうに拡幅の申請を出していただきたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） リセス河口湖からバイパス間の拡幅要望かと思ひますけれども、リセス河口湖からバイパス間は交通量があり、また細い坂道で車のすれ違いが危険なので、富士河口湖町へ再度道路拡幅のお願いをしてくださいというような趣旨かと思ひますが、この道路は、平成21年6月18日に私と議長の連名で富士河口湖町長、議長あてに拡幅の要望書を提出いたしました。その際、富士河口湖町の回答は、厳しい財政状況の中、地権者が11名で工事金額も2,000万円を超えるのですぐにはできないが、今後検討していきたいとの回答でありました。他町への要望ですので、大嵐区長、リセス河口湖管理組合などとともに、要望していただくようお願いしたところでもあります。

その後、平成22年度に、バイパス側から村内に向けての幅員の狭い箇所、入り口だと思ひますが、約20メートルについては、富士河口湖町で拡幅工事を施工していただきました。それ以外のリセス河口湖側のほうは、幅員が4.5メートルから5メートルあるので、拡幅は難しいとのことでもあります。

あそこは、雪が降ると両側が林地でありまして、その枝等もかぶさるので、ちょっと狭く感じるものではないかという点もあ

りますが、一応4.5メートルから5メートルの道路ということで、あと今のところ町の計画では、拡幅は難しいというようなお答えをいただきました。また、大嵐地区とも再度お願いしてみようかと思っているところでございます。

以上で答弁になったかどうかわかりませんが、一応富士河口湖町道ということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） ありがとうございます。

その経緯はもう承知しているのですけれども、改めましてご努力をもう1回願いたいと、再度のお願いでございませう。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、さくらの里公園の猿の出没についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

さくらの里公園をつくっていただいで非常に子どもたち、特に夕方、若いお母さんたちが子どもを集めて、そこが社交場になったりしているんですけれども、そこに最近猿の群れが出没して、おっかない、何とかしてくれないかという話が出ていまして、何とか子どもたちだけでも安心して遊べるような対策をお願ひしたい。対策のしようがあるかないかわからないですが、猿は本当に手に負えないのですけれども、何とかその辺を考えてもらいたいなと思ひまして、振興課長によろしくお願ひいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 渡邊明雄議員の質問にお答ひします。

猿が出没する1番の原因は、知らず知らずに集落でえさづけを

しているからだといわれています。里の味と人間は怖くないことを覚えると、たびたび出沒するようになります。被害防止の対策としては、第1にえさの除去が挙げられます。収穫しない野菜や放置果樹、生ごみなどを適切に処理することが必要です。実際、昨年冬には、さくらの里公園周辺で、放置果樹や残飯を食べに出沒していました。

第2に追い払いです。地域の人が大勢で協力して追い払うことが重要で、誰かが何とかしてくれると思って、ただ見ているだけでは地域は守れません。猿にとって人間は天敵なので、石を投げる、大声で脅かすなど、自分ができる方法で追い払い、徹底した猿への嫌がらせを行い、人里が危険な場所、居心地の悪い場所であることを認識させる必要があります。猿が来ても追わなければ、猿は集落でえさを食べても人に追われないことを学習します。その結果、猿のえさ場となります。

昨年度より、役場にロケット花火、爆竹を用意し、必要な方には配布しております。ただし、ロケット花火や爆竹を鳴らすだけでは、単なる脅しと学習されて効果がなくなるため、同時に追い払うことが必要だといわれています。また、情報が早ければ、地域住民とともに、モンキードッグによる追い払いも可能となります。

このような対策については、農作物のある時期に限らず、年間を通して行う必要があります。住民の方にも広報なるさわで周知してきました。今後も引き続き周知をお願いする予定であります。

以上が、最も効果的な対策だといわれていますが、個体数調整として猟友会にご協力いただき、捕獲おりを使った捕獲も継続して実施していきます。おりの設置については、従来から設置場所の確保やえさの管理を地域住民にお願いしているところがあります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 打つ手がないような感じがするのですが、テレビを見たら、ヤギを飼えばいいなんていう話も聞いたのですが、ちょっと住民のほうでも花火を、私も近いものですから、ロケット花火をばんばん打つても、前は逃げたのですが、今は隠れてまた出てくるんです。利口になっていまして、どうにもならないんですけれども、何かまたいい知恵があったら、ぜひ本当に協力的にお願いしたいなと思います。

ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、子育て支援についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 子育て支援について、お願いとお尋ねをいたします。

現在、月に1回、子育て支援の託児サロンが総合センターで第3金曜日9時から12時に開催されて、平均5、6名来ていらっしゃるらしいのですが、若いお母さん方が大変助かっているということです。

これを何とかもう少し増やしていただきたい。月1回ではなくて、2回でも3回でもいろいろ不都合があると思うんですけれども、福祉保健課長、渡辺課長にご質問です。

以上です。

議長（三浦利雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 渡邊明雄議員の子育て支援の質問についてお答えします。

社会福祉協議会では、今年度の6月から毎月第3金曜日の午前9時から12時まで託児サロンを実施しています。母親が病院での受診や美容院などを利用する際、子どもの預け先がなかなか

か見つからないとき、社会福祉協議会で一時的に預かる事業です。

サロンの従事者は、社協職員2名のほかボランティア3名により、毎回3名から4名体制で運営をしています。利用しているお母さん方からは感謝の声も聞かれ好評ですが、預かる子どもは生後10カ月から3歳児までが多く、事故がないよう預かるのにも特に注意が必要となります。また、安易な利用の増加による利用者の固定化にも注意が必要なことや、社会福祉協議会での本来の仕事やボランティアの人数体制の少ない中で、回数を増やすことは現状では難しいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 大変助かっていて、評判もいいわけですね。いいことはぜひ継続と増やしていただきたいというお願いでございます。

ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からのペットの糞の処理指導徹底についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

村内のペット、犬の散歩によるマナーの低下についての指導やマナーの守れない飼育者をなくす対策について、住民課長に伺います。

近年のペットブームにより、本村にも犬を飼育する方が増大し、朝の早い時間、夕方から夜間にかけて犬の散歩をよく見かけます。マナーを守って散歩をする場合は問題ありませんが、中には、人家の少ないところでの放しながらの散歩や、糞の後始末

をせずに立ち去る飼育者がおり、村道付近の地権者や人家近隣での家庭は非常に迷惑をされているとの情報を耳にします。

現在飼育されている頭数や飼育者に対するマナー指導、守れない飼育者の対策としてどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 佐藤博水議員の質問についてお答えいたします。現在飼育されている犬の頭数は、317頭です。飼い主への指導方策や取り組みとして、今年度は広報なるさわ9月号に犬の苦情で多く寄せられるものとして、散歩のときは糞入れを持って歩き、きちんと片付ける旨を記載し、注意を促しました。苦情があった場合は、村内の放送や散歩中の糞の後始末をしようと言われた看板を貸し出すなどの取り組みを行っております。また、狂犬病予防注射済み表を渡す際、一緒に山梨県・市町村で糞の後始末についてパンフレットを配布し、犬を飼う人のマナーについて注意を呼びかけています。

ほとんどの飼い主の方はマナーを守っていると思われませんが、マナーを守らない方に注意を促すため、犬の登録、予防注射の徹底とあわせ、広報活動により指導を続けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 一昨日、東京で愛犬の散歩をしていた元大関小錦、この方とマンションの所有者で、犬の糞の関係でトラブルとなり、小錦は暴行で書類送検されたとの報道がございました。このような間違いが起こる前の対応をお願いしたいと、このように思います。

先ほど、狂犬病注射等のときにパンフレット等を配布してくれ

るといふようなことでございましたけれども、このへんも継続したり、また、たまには村内放送等も有効ではないかこのように思います。ぜひ、こういう苦情がありますので、何とかしていただきたいと、このように思います。よろしく願ひします。

議長（三浦利雄君） これにて、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、渡辺久男君からの資源ごみの収集についての質問を許します。4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 4番 渡辺久男。

住民課長さんにお伺ひいたします。

資源ごみの収集を今は月に1回、前日から村内放送で資源ごみの収集をお知らせしていただいておりますけれども、村民から雨がかからないようにストックしておかなければならないし、それで大変だから、つい燃えるごみの収集日に出すこともあると聞きます。今はリサイクルの時代です。資源を大切にするように、月に2回程度収集日を設けてみたらと思いますが、お考えを聞かせてください。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 渡辺久男議員の質問について、お答えいたします。

村民の皆様のご協力により、資源物は平成22年度には10万7,740キログラムと増加傾向で、現在収集日には資源物置き場もいっぱいになってきております。

資源物は、赤富士に毎月第1水曜日に収集を依頼しております。来年度には、第3水曜日にも収集を見込めるとのことですが、収集委託料を月額1万円増やし、6万400円にしてもらいたいとの要望がありました。予算の問題がありますが、ごみの減

量化のため、来年4月からは月2回の収集を実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） どうもありがとうございます。

よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 続いて、村長選への立候補についての質問を許します。4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 村長さんにお伺いします。

村長に就任されてからもうすぐ4年が経過しますが、村政のリーダーとして活躍をしていただき、国・県の補助金や交付金等を利用して、光ケーブル等の大きな事業、そして富士・鳴沢紅葉ロードレースなど、鳴沢村のPRにも努めていただいております。その結果がよいと判断され、各種団体より多くの推薦状が届いていると聞いております。

先日、選管から村長選への告示日が平成24年1月31日と発表されました。あと1カ月半程度です。立候補するかどうかをここでお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺久男議員さんの質問にお答えさせていただきます。

平成20年2月の村長選挙におきまして、村民の皆様のご理解によりまして、思ってもいなかった無投票という形で当選させていただき、私の信条であります是々非々の理念のもと、誠実誠意の政治信条を基本姿勢で、小さくても輝く鳴沢村を求めて村政に邁進してきたら、4年がたったという心境であります。

また、皆さん方から大変ご理解いただきまして、議員さん全員

の皆様からもう1期という推薦をいただいたことに深く感謝申し上げますとともに、身の引き締まる思いがいたします。議員さんのほかにも、任意の団体を入れて15の団体からも推薦をいただいたところです。

このような中、4年間でなし得なかった富士山文化遺産登録、河口湖南中学校校舎の建て替えなどの近隣の市町村と協調しながらの事業、また前村長さんのときからの中山間地域総合整備事業は、大田和地区の農業集落道、的場・入りの棚ほ場整備、東地区農業用排水施設が、土地所有者の皆様のご協力のもとに今年度で完成の予定であります。来年度から鳴沢地区を重点に、農道整備、ほ場整備、農業用排水施設、防火水槽などが計画されておるところであります。農業用排水施設の井戸のボーリングが完成しておるだけで、あとは未着工になっており、鳴沢地区の地権者のご協力をお願いし、順次整備する予定であります。ほかにも国道の改良事業など、国・県にお願いしておる箇所もあります。

そんなことを踏まえまして、村政を引き続き携わさせていただき、ご推薦いただいた皆様のご期待に沿うよう、鋭意努力する覚悟でありますので、議員の皆様方、なお一層のご理解、ご指導、ご鞭撻をお願いしまして、答弁と、立候補表明とさせていただきます。渡辺久男議員には、私にとってありがたいご質問、ありがとうございます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、渡辺久男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条第1項の規定により閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成23年第4回鳴沢村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 2 7 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

議会議長

署名議員

署名議員